

◎新潟県告示第1147号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年11月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) N-メチル-1-(3-メチルフェニル)プロパン-2-アミン（通称名：3-MMA、3-Methylamphetamine）及びその塩類
- (2) 1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサソール-5-イル)-2-(シクロヘキシルアミノ)ブタン-1-オン（通称名：N-Cyclohexylbutylone、Cybutylone）及びその塩類
- (3) N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名：ADB-4en-PINACA）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和5年11月5日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。